



平戸市における鳥獣被害対策について

～地域自らが取り組む鳥獣被害防止を目指して～



長崎県平戸市

平戸市の概要

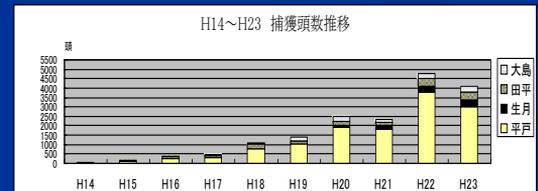


- 人口 35,204人
- 世帯数 14,428世帯
- 面積 235.60km²
- 気候 温暖

- 本市の森林面積は、12,763haで地域面積の54%を占めており、昭和30年から林種転換による人工造林が推進され、スギ・ヒノキの植林が進められた。
- 天然林の多くはマテバシイの原生林であるため、イノシシの棲みかとしては絶好の条件となっており、また、山間部の田畑が耕作されなくなり、イノシシの生息地がだんだんと人里に近づいてきている。
- そのため、住宅地にもイノシシが出没し、農作物被害だけではなく、市民生活にも影響が出ている。

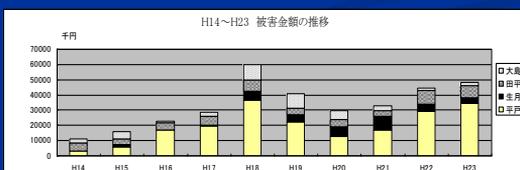
イノシシの捕獲頭数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
平戸	80	262	298	786	1,012	1,924	1,814	3,788	3,033
生月	0	5	16	18	39	112	190	298	329
田平	9	105	104	219	165	184	154	416	405
大島	4	13	28	80	204	261	164	297	319
計	143	385	446	1,103	1,420	2,481	2,322	4,799	4,086



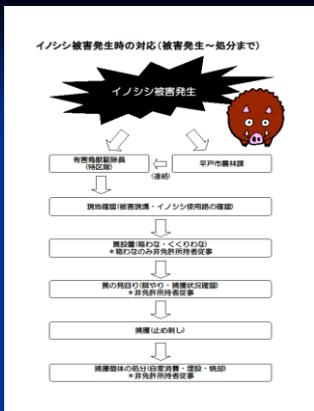
農作物被害金額の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
平戸	3,255	5,958	16,819	19,408	36,785	22,377	12,952	17,060	29,233	34,371
生月	0	1,370	0	789	5,904	4,588	6,347	9,144	4,750	4,013
田平	5,255	3,860	5,170	5,781	6,902	4,170	4,762	3,605	8,861	7,692
大島	2,530	4,680	900	2,549	10,205	9,565	5,881	3,155	1,965	2,304
計	11,040	15,868	22,889	28,527	59,796	40,700	29,942	32,964	44,809	48,380



有害鳥獣対策の取組みについて

- 長崎県では、野生鳥獣の農業被害の増加に対応するため、平成16年度から「防護」「捕獲」「棲み分け」の3対策について、専門家の招致、「イノシシ大学」等の各種研修会による人材育成、特区制度による捕獲の規制緩和や捕獲報奨金制度の導入を進めてきた。
- 本市においても、「防護」「捕獲」「棲み分け」の3対策により、有害鳥獣(特にイノシシ)の被害防止に取り組んでいる。



「防護」対策について

・ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の整備

年度	事業主体	種類	箇所数	延長	事業費
平成19年度	集団	WM柵	1箇所	820m	882,378円
	集団	電気柵	71箇所	90,891m	11,205,902円
平成20年度	集団	WM柵	4箇所	3,002m	3,664,500円
	集団	電気柵	36箇所	33,135m	5,506,377円
平成21年度	集団	WM柵	11箇所	10,559m	9,876,367円
	集団	電気柵	23箇所	37,570m	6,253,643円
平成22年度	集団	WM柵	28箇所	46,080m	32,805,415円
	集団	電気柵	15箇所	19,140m	3,220,051円
平成23年度	集団	WM柵	120箇所	148,880m	103,471,785円
	集団	電気柵	40箇所	48,241m	9,927,703円
合計				438,318m	186,814,121円

「捕獲」対策について

- ・地元猟友会による捕獲・駆除
- ・ながさき有害鳥獣被害防止特区の活用
- ・箱罠の整備及び狩猟免許取得に対する助成
- ・捕獲報奨金制度の活用(1頭につき5,000円)

「捕獲」対策について

・狩猟免許取得者及び有害鳥獣駆除員の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前期	11	5	0	4	4	3
後期	7	0	7	6	16	—
合計	18	5	7	10	20	—
有害鳥獣駆除員	38	50	57	51	61	82

「棲み分け」対策について

- ・緊急雇用創出事業を活用した緩衝帯の整備
 - 平成22年度 4名雇用 5ha
 - 平成23年度 4名雇用 5ha
- 防護柵を整備する地区を優先的に実施し、防護柵の効果を高めるとともに、イノシシと人の生活圏(活動域)の分離を進めている。

特区制度を活用した取組みについて

名称:ながさき有害鳥獣被害防止特区

本特区は、平成16年6月21日に長崎県が認定を受け、本市を含む5市町村でスタートした。
 その後の変更認定を受けて、現在は14市町が特区制度の活用区域となっている。
 本市では、特区捕獲隊として、リーダーである狩猟免許所持者の指導のもと、非免許所持者とのチームとなって、イノシシの捕獲に取り組んでいる。

